

旭市国土強靱化地域計画 2025

(令和 7 年 3 月改訂)

(素案)

令和 7 年 1 月

国土強靱化

第 1 国土強靱化の基本的な考え方

1 国土強靱化の理念

1-1 計画策定の趣旨

本市は、千葉県の北東部に位置し、南部は美しい弓状の九十九里浜に面し、北部には干潟八万石といわれる房総半島屈指の穀倉地帯となだらかな丘陵地帯である北総台地が広がり、温暖な気候とおだやかな自然環境と共存してきました。

しかしながら、平成23年3月11日、宮城県三陸沖で発生したマグニチュード9.0の『東北地方太平洋沖地震』とそれに伴って発生した津波やその後の余震等によって引き起こされた『東日本大震災』は、東日本の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。この震災により、市内でも14名もの尊い命が奪われたほか、未だに2名の方が行方不明となっています。

この東日本大震災での教訓から、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、その後、国においては「国土強靱化基本計画(以下「国基本計画」という。)」が平成26年に策定されました。また、基本法第13条において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化地域計画」を定めることができると規定されました。

東日本大震災の甚大な被害を経験し、早期の復旧と創造的な復興を進めてきた本市にとって、この震災の教訓を後世に伝え、二度と尊い犠牲を出さないためには、「事後対策」の繰り返しを避け、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する「事前防災」の考えに基づいた備えを行う地域づくりを推進することが非常に重要であることから、本市では、平成27年3月、全国に先駆けて「旭市国土強靱化地域計画」を策定しました。

その後も、令和2年3月には、まちづくりの総合的な指針となる旭市総合戦略と一体化することで、地方創生と国土強靱化を2本の柱とした本市の最上位計画として位置づけています。

近年、大規模地震の切迫性の高まりや地球規模での気候変動等、災害リスクの高まりに加え、エネルギー・食料等の安定供給に関するリスクの高まりや、デジタル革命・SDGs・ポストコロナの生活様式の社会浸透等、国土強靱化を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しています。

そうした中、国は、令和5年6月に、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、基本法を改正し、翌7月には国基本計画も改定されました。本市においても、旭市総合戦略の目指す将来都市像を踏まえ、国土強靱化の観点から、市民の生命・財産・暮らしを守るための取組を一層推進するため、「旭市国土強靱化地域計画 2025」を策定します。

1-2 国土強靱化の理念

「国土強靱化」とは、いかなる大規模自然災害が発生しても、人命を守り、経済社会が致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った、安全・安心な国づくり・地域づくりを平時から推進するものです。

災害に対する強靱性(レジリエンス※)を向上させるためには、「発災そのものを抑制する」「たとえ発災してもその被害を小さくする」「速やかに復旧する」という3点を効果的に連携させて施策を展開していくことなどが重要となります。

本市においても、国土強靱化に向けた地域づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい夢と希望を持ち、更なる市民生活の発展を遂げるための環境を整備・維持する必要があります。

このような理念に基づき、本市における国土強靱化は、いかなる自然災害等が発生しても、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

を基本目標とし、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進するものとします。

※ レジリエンス(Resilience):「回復力・しなやかさ」という意味。

1-3 本計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく地域計画であり、旭市総合戦略が目指す本市の将来都市像の実現に向け、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、本市の様々な計画等の指針となるべき計画です。

また、本計画は国基本計画及び「千葉県国土強靱化地域計画」(以下「県地域計画」という。)と調和を図るものとします。

2 基本的な方針等

自然災害の多い我が国では過去幾多の災害を経験し、その都度得た教訓を生かしながら先人たちの知恵と工夫による様々な災害対策が図られてきました。

東日本大震災では、千年に一度とも言われる未曾有の津波被害を経験し、多くの尊い命を失ったことから、今後は、二度と同じような被害を出してはいけないという強い決意を持って対策に取り組まなければなりません。

このように、過去の災害から得られた経験を最大限活用し、以下の方針に基づき本市の国土強靱化を推進します。

また、国土強靱化に関する施策の推進にあたっては、国基本計画における「国土強靱化の基本的考え方」(P5参照)に則りつつ、県地域計画とも調和を図りながら取り組むこととします。

○国土強靱化の取組姿勢

- ・強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証しながら取り組みます。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って取り組みます。
- ・地域の多様性の再構築、地域間の連携強化、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持ちます。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。
- ・気候変動、異常気象、少子高齢化等の自然・社会状況の変化を踏まえた施策推進に取り組みます。

○適切な施策の組み合わせ

- ・度重なる自然の猛威から、市民の命を守り被害を最小限に抑えるためには、本市の特性に合ったハードの整備とそれだけに頼らないソフトの対策を組み合わせさせていただきます。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮することはもちろん、平時においては、市民生活の安全安心、地域及び産業の活性化に資する対策となるように工夫することが重要です。その際は、「地方創生」の取り組みと連携を図ることが必要です。

○効率的な施策の推進

- ・人口減少等に起因する市民の需要の変化及び社会資本の老朽化等を踏まえた施設の統廃合を進めるとともに、国・県施策の積極的な活用等により、持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ります。
- ・既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進します。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮することが重要です。

3 旭市が担う国土強靱化の役割

○東日本大震災の被災経験による様々な教訓を生かした地域の強靱性の発揮

東日本大震災を経験した旭市は、様々な教訓を基にハードとソフトを組み合わせた災害に強い地域づくりを推進してきました。

大規模地震の切迫性の高まりや気候変動リスク等も踏まえ、今後いつ起こるかわからない、いかなる大規模自然災害においても、事前防災の徹底と行政・民間・市民等の連携による強靱な地域づくりを継続します。



○旭中央病院が担う、千葉県北東部の災害拠点病院としての機能

診療圏人口 90 万人を擁する旭中央病院は、災害時における本市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し高度医療を提供していきます。

コロナ禍における経験を教訓とし、平時においても地域医療の中核を担い続けることが出来る体制作りが重要です。



○首都圏への食料供給機能の維持

農業産出額が千葉県内第 1 位で、全国でも有数の農産物の産地である本市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければなりません。

近年の食料供給リスクの高まりなどを踏まえ、強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努めます。



4 地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもので、旭市地域防災計画では、「地震・津波編」、「風水害編」、「大規模事故編」とリスクごとに計画を策定しています。

一方、国土強靱化地域計画は、あらゆるリスクを見据えて、どんな事が起ころうとも最悪の事態を回避できるような「強さ」と「しなやかさ」を持った地域・経済社会を構築していこうとするものです。また、国土強靱化地域計画は、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に対する脆弱性評価結果等を踏まえて、施策の重点化を行います。

・地域防災計画との関係

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	あらゆる災害及びリスクを想定した地域の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
目的	適応力・回復力	保護・防御
対象局面	発災前(平時)・復興期(全体)	発災前・発災時・復旧期
施策の設定	最悪の事態を回避し、強くしなやかに復興するための施策	予防・応急・復旧などの個別具体的な施策
施策の重点化	有り	無し
根拠法令	国土強靱化基本法	災害対策基本法

5 国基本計画における国土強靱化の基本的考え方

国基本計画では、「国土強靱化の基本的考え方」が示されています。基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることから、本市においても、国土強靱化に関する施策の推進にあたり、デジタル技術の推進などの社会情勢の変化に関する事項や、コロナ禍における自然災害への対応など、地域における防災力の一層の強化に向け、国基本計画の内容を踏まえて取り組むこととします。

参考1

国基本計画「国土強靱化の基本的考え方」より一部抜粋

国土強靱化基本計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

(1)国土強靱化の理念に関する主要事項	1)「自律・分散・協調」型社会の促進
	2)事前復興の発想の導入促進
	3)地震後の洪水等の複合災害への対応
	4)南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応
(2)分野横断的に対応すべき事項	1)環境との調和
	2)インフラの強靱化・老朽化対策
	3)横断的なリスクコミュニケーション(災害弱者等への対応)
(3)社会情勢の変化に関する事項	1)気候変動の影響
	2)グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現
	3)国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
	4)SDGs との協調
	5)デジタル技術の活用
	6)パンデミック下における大規模自然災害
(4)近年の災害で得られた新たな知見	1)災害関連死に関する対策
	2)コロナ禍における自然災害対応

国土強靱化政策の展開方向

(1)国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理	1)被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
	2)予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策
	3)既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化
	4)避難所としても活用される学校施設等の環境改善・防災機能の強化
	5)自然環境が有する多様な機能(グリーンインフラ)の活用
	6)建設・医療を始め国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の拡充・強化
(2)経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化	1)壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
	2)人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保・防災拠点の整備
	3)予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策
	4)災害発生時にも安定的な通信サービスを可能な限り確保
	5)災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給
(3)デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化	1)線状降水帯の予測精度向上等により気象予測等の課題をデジタルで克服
	2)事前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有
	3)被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル(ロボット・ドローン・AI 等)を最大限活用
	4)災害時における個人確認の迅速化・高度化
	5)デジタルを活用した地方の安全・安心の確保
	6)災害時にもデータを失うことがないよう分散管理
	7)デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保
	8)その他様々な地域の課題をデジタルで解決

(4)災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化	1)国内におけるサプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造
	2)民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援
	3)民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
	4)非常電源設備を始め民間施設のライフライン確保へ支援
	5)防災投資や民間資金活用・公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化
	6)企業体としての社員に対する防災教育の充実
	7)医療の事業継続性確保の支援
	8)大規模災害時における遺体の埋火葬の実施体制の確保
(5)地域における防災力の一層の強化	1)避難生活における災害関連死の最大限防止
	2)地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
	3)地元企業や NPO 等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
	4)DEI※(多様性・公平性・包摂性)の観点を踏まえた SDGs との協調
	5)男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
	6)高齢者・障害者・こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援
	7)若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション
	8)外国人も含めた格差のない情報発信・伝達
	9)地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承
	10)地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携
	11)国際社会との連携による被災地域の早期復興と「仙台防災枠組 2015-2030」に基づく国際社会への貢献
	12)近傍／遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充実
	13)国土強靱化地域計画の再チェックとハード・ソフト両面の内容の充実

第2 国土強靱化の推進目標

基本法では、第14条で「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることから、本市における国土強靱化を推進する上での目標は、国基本計画及び県地域計画の基本目標を踏まえ、次のように定めます。

1 基本目標

本市では、いかなる自然災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

を基本目標とします。

2 事前に備えるべき目標

4つの基本目標をより具体化し、達成すべき目標として次の6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3 脆弱性評価の実施

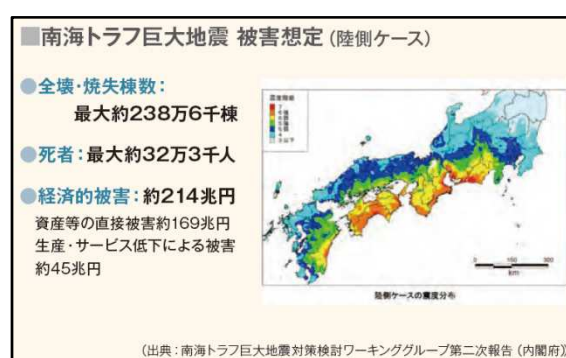
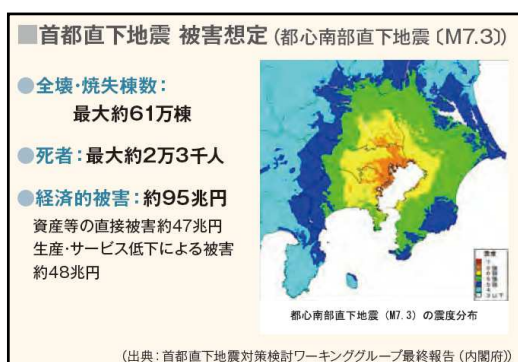
脆弱性評価は、内閣官房国土強靱化推進室で策定された「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

1 想定するリスク

予想される大規模自然災害全般に対する評価を行うものとし、具体的には以下の自然災害を想定するものとします。

※本市における脅威と感じている自然災害

首都直下地震、南海トラフ地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群による地震、千葉県北西部直下地震液状化、土砂災害、竜巻、台風等による風水害（暴風、高潮、豪雨等）



2 起きてはならない最悪の事態

想定外の事態を排除するために、本市の地域特性を踏まえた最悪の想定に基づいた、28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

- (1) 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生
- (2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
- (3) 異常気象等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
- (4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
- (5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- (6) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- (7) 旭中央病院の医療機能の麻痺
- (8) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

-
- (9) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
 - (10) 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
 - (11) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通事故の多発
 - (12) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
 - (13) サプライチェーンの寸断・一極集中等に伴い企業の生産力・経営執行力低下による地域間競争力の低下
 - (14) 有害物質等の大規模拡散・流出による甚大な影響
 - (15) 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
 - (16) 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下
 - (17) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
 - (18) 電力供給ネットワークの長期間・大規模にわたる機能の停止
 - (19) 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
 - (20) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
 - (21) 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止
 - (22) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
 - (23) 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
 - (24) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - (25) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
 - (26) 液状化に伴う住宅被害やライフラインの崩壊により復興が大幅に遅れる事態
 - (27) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
 - (28) 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

3 施策分野

本市においては、個々のリスクシナリオに対する施策を確認するにあたり、行政運営の基本とする旭市総合戦略に掲げる施策(重点プロジェクト及び基本施策)ごとに整理を行いました。

4 評価の実施手順

具体的な評価の実施手順は以下のとおりです。

○現状の把握とリスクの具体化

リスクシナリオを回避する為に、現在実施している施策(第3編「総合戦略」の重点プロジェクト及び基本施策)を特定し、その施策の現状を整理し進捗状況を把握するとともに、達成度や進捗を表す指標を抽出しました。その際、総合戦略における各施策の進捗状況を示す既存の指標を用いるほか、適当な指標が無い場合は、新たに独自の指標を設定することとしました。

ここで「起きてはならない最悪の事態」を回避する為の様々な施策群を「プログラム」と呼ぶこととし、総合戦略における施策ごとに整理し、現状を把握しました。

また、「起きてはならない最悪の事態」に対応する、考え得るリスクを具体化するとともに、対策が図られなかった場合の具体的な被害規模を想定することにより、効率的・効果的な対応が可能となるように工夫しました。

○マトリクスによる分析・評価

脆弱性の分析・評価に係る一覧性、効率性を確保する観点から、縦軸に 28 の「起きてはならない最悪の事態」、横軸に総合戦略の重点プロジェクト及び基本施策を配置したマトリクスを作成し、それぞれの事態と施策分野(横軸と縦軸)が交差するごとに、現在実施している施策をあてはめ、それらの進捗や課題を踏まえ、中長期的視点も取り入れながら脆弱性の分析を行いました。

また、施策が施策の目標まで到達した状態を想定し、「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるか、不可能である場合に何が足りないかを分析するとともに、当該事態の回避に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策を導入するべきかについて分析・整理し、必要に応じ、他の主体(国、県、民間事業者、市民等)との連携などを含めました。

その上で、影響度の大きさ、緊急度、現行の取り組みの達成度などを踏まえ、プログラムごとに脆弱性を総合的に分析・評価しました。

○重要業績指標(KPI)の選定

各プログラムの達成度や進捗を把握するにあたっては、プログラムごとに重要業績指標(KPI)を出来る限り選定して、それらを踏まえ実施しました。なお、KPI については、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度、内容等の向上を図るべく継続的に見直しを行うものとします。

参考2

プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態(28 項目)

基本目標	事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	
I 人命の保護が最大限図られること II 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV 迅速な復旧復興を	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	旭中央病院の医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通事故の多発
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等に伴い企業の生産力・経営執行力低下による地域間競争力の低下
		4-2	有害物質等の大規模拡散・流出による甚大な影響
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
		4-4	農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワークの長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	地域交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-5	液状化に伴う住宅被害やライフラインの崩壊により復興が大幅に遅れる事態
		6-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-7	風評被害等による市内経済等への甚大な影響

第4 脆弱性評価の結果

第3の手順で行ったリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果は「4 プログラムごとの脆弱性評価結果」のとおりです。この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりです。

なお、評価にあたり、後に示す推進計画に記載された重要業績指標(KPI)の現状値を参考としています。

1 ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせと施策の重点化

自然の猛威から市民の命を守り、被害を最小限に抑えるために、避難所の環境改善や津波避難道路の整備などのハードによる対策と、防災教育や避難訓練などのソフトによる対策を組み合わせ、効果的に取り組みます。

今後、この取り組みを着実なものとし、できるだけ早期に高水準なものにするためには、長期的な視野のもとで施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせ計画的に推進していく必要があります。

2 地域の特質を踏まえた施策の推進

国土強靱化に寄与すべき旭市の特質としては、

- (1) 東日本大震災の被災経験による様々な教訓を生かした地域の強靱性の発揮
- (2) 旭中央病院が担う、千葉県北東部の災害拠点病院としての機能
- (3) 首都圏への食料供給機能の維持

が挙げられ、これらは旭市の強靱な地域や経済社会システムを構築する上でも欠くことができません。

国土強靱化を推進するためには、従来から市が持つ特質や強みを、あらゆるリスクに対して途切れることなく生かさせてこそ、市の強靱化に資するとの考えから、引き続きこの3点を特に重要視して施策を構築していく必要があります。

3 横断的な取り組みと関係機関・民間等との連携

国土強靱化への取り組みは多岐に渡り、従来の行政の枠組みでは対応が困難なことから、複数の部局により横断的な取り組みを推進することが重要です。

また、国県等の関係機関と十分な連携と情報共有を行うとともに、民間事業者や市民と連携・協力しながら強靱化の取り組みの輪を広げていくことも重要です。

4 プログラムごとの脆弱性評価結果

箇条書きの●は他の取組にも再掲することを表します。

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生

(民間施設の耐震化・危険ブロック塀対策)

・住宅やブロック塀等(以下「建築物等」という。)の倒壊による直接的な死傷者の発生に加え、倒壊した建築物等が避難行動や救助活動の障害となることで住民の生命に危険を与えるおそれがあります。このような事態を防ぐため、住宅の耐震化を進める補助金や危険なブロック塀等の撤去に対する補助金の交付を行っていますが、揺れによる被害への認識不足や経済的な負担から耐震化が進んでいません。今後発生が予想される大地震に備えるため、耐震化等の必要性や補助金制度について継続的に周知、啓発を行うなど、住宅の耐震化率を上げる必要があります。

(住宅用火災警報器の普及)

・住宅用火災警報機の設置率(令和6年6月1日時点)は50.9%であり、全国平均(66.2%)と比べ低い状況となっており、普及・啓発を推進していく必要があります。
・火災予防及び火災時の被害軽減のため、消防法令違反対象物の是正の推進を図っていく必要があります。

(学校施設の適切な維持管理)

・学校施設については、非構造部材を含め令和元年度で耐震化は完了していますが、災害時の避難場所としての役割を担うため、地域防災計画との整合を図りながら、計画的に大規模改造・長寿命化対策及び改築工事を進めていく必要があります。

(公共施設の適切な維持管理)

●旭市公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性確保のため、耐震化を含む適正な維持保全を実施していく必要があります。

(公営住宅の適切な維持管理)

・旭市公営住宅等長寿命化計画に基づき定期的な点検を行うとともに、老朽化が著しい公営住宅については、長期的な視点に立った適正な管理や更新を行う必要があります。

(消防機能の充実)

●大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため、常備消防及び非常備消防(消防団)の機能強化を図るため、消防車両・資機材・消防防災施設(耐震性貯水槽等)の更新や充実を進めるとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取組を推進し、広域的な連携体制(緊急消防援助隊、千葉県広域消防相互応援、千葉県消防広域応援)を維持していく必要があります。

(地域防災力の向上)

●被災の経験を風化させないため、定期的な避難訓練や教育委員会等と連携した防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。

(避難場所の確保)

●災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者(高齢者、障がい者、外国人等)や避難行動要支援者へ配慮した福祉避難所等の指定を進めていく必要があります。

(大規模盛土造成地への対策)

- ・令和 5 年度末時点で大規模盛土造成地に該当する箇所はありませんが、造成地の把握をするため開発動向を注視していく必要があります。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波に関する知識の啓発)

- ・津波ハザードマップ及び旭市津波避難計画を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図る必要があります。

(地域防災力の向上)

- 被災の経験を風化させないため定期的な避難訓練や教育委員会等と連携した防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。

(津波避難道路の整備)

- ・沿岸部は、九十九里平野の平坦な地形で、高い建物等もほとんど無いことから安全な避難場所が少なく、津波に対してはきわめて脆弱な地域です。津波被害の危険性が高い地域から、安全な高台や避難施設への避難を円滑に行うため、避難道路の整備を早急に行う必要があります。

(避難場所の確保)

- 災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人等）や避難行動要支援者へ配慮した福祉避難所等の指定を進めていく必要があります。

(海岸減災林の整備)

- ・海岸減災林の整備については、環境や景観への配慮を行うとともに、専門家や地域住民の意見を取り入れながら、地域の実情に応じた整備、維持管理を行う必要があります。

(河川開口部対策)

- ・東日本大震災において津波の被害が特に甚大であった河川開口部については、海岸堤防施設と切れ目の無い連続した防護対策としてフラップゲートは整備済みですが、各施設管理者と連携しながら維持管理を行う必要があります。

1-3 異常気象等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(風水害に関する知識の啓発)

- ・洪水ハザードマップを活用した避難体制の確立と、住民への周知徹底を図る必要があります。

(地域防災力の向上)

- 被災の経験を風化させないため定期的な避難訓練や教育委員会等と連携した防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。

(道路冠水対策)

- ・排水施設整備については、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等を図りながら、投資効果の高い地域から重点的・集中的に整備するとともに、排水系統を調査し市全域を対象とした総合的な排水施設整備計画を策定し、整備を推進していく必要があります。

(農業水利施設の維持管理)

- 農業水利施設（ため池及び農業用排水施設等）は、その機能に障害が生じると農業に深刻な影響を与えるだけでなく、周辺地域の生活環境にも悪影響を与えるため、施設の計画的な整備・補強及び長寿化対策を推進していく必要があります。

(河川管理施設の維持管理)

・河川管理施設については、長寿命化計画等に基づき老朽化対策や適正な維持管理を行う必要があります。

(高潮対策)

・高潮等の異常水位への安全対策を講じる必要があります。

(避難場所の確保)

●災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人等）や避難行動要支援者へ配慮した福祉避難所等の指定を進めていく必要があります。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害警戒区域等の指定)

・土砂災害のおそれがあるものの、土砂災害警戒区域等が未指定の区域については、千葉県の行う調査とともに区域指定を推進する必要があります。

(土砂災害に関する知識の啓発)

・土砂災害ハザードマップの適宜更新や住民への周知徹底を図ることにより、警戒避難体制の整備を促進する必要があります。

(地域防災力の向上)

●被災の経験を風化させないため定期的な避難訓練や教育委員会等と連携した防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。

(急傾斜地崩壊防止施設等の整備)

・危険箇所の日常点検を実施するとともに、国県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進する必要があります。また、危険区域にある公共施設については、施設を利用する市民や児童生徒の生命の保護のため、防止施設等の整備のほか施設の移転などを検討する必要があります。

(避難道路の整備)

・土砂災害警戒区域等に指定されている場所から安全な避難施設への避難を円滑に行うため、避難道路の整備を早急に行う必要があります。

(避難場所の確保)

●災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人等）や避難行動要支援者へ配慮した福祉避難所等の指定を進めていく必要があります。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(情報伝達手段の多様化)

●避難情報を発令する際は、迅速かつ確実性が求められるため様々な情報伝達手段を活用していますが、適宜、各情報伝達体制を検証し、着実な運用をしていく必要があります。

(避難情報の確実な伝達)

●市独自の伝達手段である防災行政無線（同報系）の活用は必須であるため、平時からの運用と適切な維持管理が必要です。また、避難情報を迅速に伝達するためには、予め広報文例などを決めておく必要があります。

(迅速な避難行動)

- ・緊急安全確保が発令され、災害が発生または切迫していることを示す警戒レベル5に相当している状況であるにもかかわらず、避難行動に結びついていなかったケースが全国的にみられる中で、迅速な避難行動に繋げていくためには、平時から市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることが大切です。そのためには、市民と行政がコミュニケーションを通じて協働し、自主的かつ迅速に避難できるような環境を構築していく必要があります。
- ・避難行動要支援者への情報伝達・避難誘導等を迅速に行える体制を充実させていく必要があります。

(地域防災力の向上)

- 被災の経験を風化させないため定期的な避難訓練や教育委員会等と連携した防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。

(ユニバーサルデザインの活用)

- ・外国人へ避難場所等を周知するため、看板表記等の多言語化やピクトグラム(案内記号・絵文字)の採用を推進する必要があります。
- ・本市に住む多数の外国人や観光客の安全・安心を確保するため、「やさしい日本語」等を取り入れた表現や災害情報の伝達体制を、関係機関と連携して整備・強化する必要があります。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(行政機能の強化)

- 本庁舎においては、停電時でも災害対策機能を発揮する必要があります。なお、本庁舎が被災した際に代替機能を果たす施設を確保する必要があります。
- 救助・救急活動の拠点である消防本部庁舎の被災による機能不全を防止する必要があります。

(消防機能の充実)

- 大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため、常備消防及び非常備消防(消防団)の機能強化を図るため、消防車両・資機材・消防防災施設(耐震性貯水槽等)の更新や充実を進めるとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取組を推進し、広域的な連携体制(緊急消防援助隊、千葉県広域消防相互応援、千葉県消防広域応援)を維持していく必要があります。

(応急手当・救急救命等の普及啓発)

- ・救助・救急隊員等が到着するまでの間に、市民等が自ら適切な応急手当・救命措置等を実施できるようにする必要があります。

(地域防災力の向上)

- 被災の経験を風化させないため定期的な避難訓練や教育委員会等と連携した防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

2-2 旭中央病院の医療機能の麻痺

(千葉県基幹災害拠点病院の役割)

- ・診療圏人口 90 万人を擁する旭中央病院は、災害時における旭市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県基幹災害拠点病院として、千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し高度医療を提供していく必要があります。また、平時においてもこの地域の医療の中心として広域的な医療圏を担い続けることが出来る体制づくりが重要です。

(地域医療機関との連携)

- ・旭中央病院は、広域かつ大規模な災害による医療需要の一極集中を回避するため、地域医療機関との連携を図るとともに、災害医療の3T(トリアージ:選別、トランスファー:搬送、トリートメント:治療)の体制づくりについて、関係機関と協力のうえ構築する必要があります。

(近隣自治体との連携)

- ・基幹災害拠点病院として、発災時に的確な対策を実施するため、事業継続計画(BCP)を確実に機能させるための業務継続マネジメント(BCM)体制を構築し、関係機関間の情報共有化を図るとともに、災害対応訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する必要があります。

(消防との連携)

- ・大規模自然災害発生時において、被災地の現況把握やニーズを即時に集約し、適切な医療支援活動に結びつけるため、消防と病院との調整機能を確立する必要があります。

(医療チームとの連携)

- ・大規模自然災害や多傷病者が発生するような事故などが起きた場合でも、災害急性期に活動できる機動性を持った医療支援を行うため、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実・強化を図る必要があります。

(病院関係者等のための備蓄促進)

- ・大規模自然災害に備え、旭中央病院来院者や入院患者だけでなく、医療提供を継続するための職員に対する備蓄食料・飲料水や、施設の非常電源用の燃料等について、確保及び調達手段を確立する必要があります。

(情報システム機能の充実)

- ・情報システム機能維持及び医療情報データの消失を防ぐため、ネットワーク基幹幹線の二重化及びデータセンターへのバックアップ機能等の充実が必要です。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(避難所の環境整備)

- ・指定避難所となる施設について、災害時に活用できるよう維持管理を行う必要があります。
- ・必要に応じ、防災井戸、給水タンク、マンホールトイレ、空調、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める必要があります。
- ・指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める必要があります。

(感染症予防体制の整備)

- 避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、県と連携し、施設の消毒、避難者の健康状態のチェック、手洗い、うがい、マスク着用の推奨などの実施体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等を備蓄する必要があります。

(二次健康被害の予防)

- ・避難所において、県と連携し、早期に健康相談が実施できる体制を確立する必要があります。また、避難所の環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う体制を確立する必要があります。

(福祉避難所の確保)

・一般避難所での避難生活が困難な要配慮者(高齢者、障がい者等)が利用できる福祉避難所を確保する必要があります。

(指定避難所以外での避難)

・車中泊による避難は推奨はできないものの、様々な事情で車中泊避難を選択せざるを得ない市民に対しては、健康被害のリスク等を回避・低減できるよう広報のあり方を検討する必要があります。

(関係機関との連携)

・避難者のストレスなどによる災害関連死を防止するために、保健・医療・福祉支援チーム等との連携と受援体制の整備が必要です。

(食料及び飲料水の備蓄)

●災害発生から約3日間は外部からの物資供給や支援が困難となるため、最大避難想定人数に対し3日間の食料及び飲料水備蓄を目標とし、また、市民に対してはローリングストック法を活用した備蓄を推奨するなど、備蓄管理体制を維持していく必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

●物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。

●想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

(地域防災力の向上)

●被災の経験を風化させないため定期的な避難訓練や教育委員会等と連携した防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(食料及び飲料水の備蓄)

●災害発生から約3日間は外部からの物資供給や支援が困難となるため、最大避難想定人数に対し3日間の食料及び飲料水備蓄を目標とし、また、市民に対してはローリングストック法を活用した備蓄を推奨するなど、備蓄管理体制を維持していく必要があります。

(公共施設における非常時の電源確保)

●行政機能の維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において非常用電力を確保する必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

●物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。

●想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

(物資集積拠点の機能強化)

・大規模自然災害時における救援物資の集積拠点(候補施設:旭スポーツの森公園総合体育館、旭文化の杜公園、道の駅「季楽里あさひ」)の機能強化を推進する必要があります。

(上水道等の代替性の確保)

●飲料水の備蓄、防災井戸・耐震性貯水槽の設置、雨水の利用など災害時の代替性・多重性の確保について推進する必要があります。

(帰宅困難者対策)

- ・帰宅困難者が多数発生した場合は、一時的に受け入れる一時滞在施設の選定(候補施設:道の駅「季楽里あさひ」、指定避難所等)を検討する必要があります。
- ・大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、商工会等と連携して、帰宅困難者等対策協議会等を結成し、関係機関との情報連絡体制の整備を図るとともに、一時滞在施設の確保についての協定を推進する必要があります。

(事業所における備蓄の促進)

- ・企業、大規模商業施設、学校等に対し、来場者、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備を要請する必要があります。

2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

(平時からの健康管理の促進)

- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種等、市民の健康管理を促進する必要があります。

(感染症予防体制の整備)

- 避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、県と連携し、施設の消毒、避難者の健康状態のチェック、手洗い、うがい、マスク着用の推奨などの実施体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等を備蓄する必要があります。

(被災者の健康管理)

- ・避難所や被災地域において、県と連携し被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握するとともに、保健医療活動チームや介護・福祉の関係機関と連携して要配慮者に対する支援及び調整を行う必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

(防疫措置の実施)

- ・消毒、害虫駆除などの被災者の生活空間の衛生管理について、平時から感染防止処理体制の構築をしておく必要があります。

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通事故の多発

(防犯意識の向上)

- ・災害時には空き巣等の犯罪が発生するおそれが高くなるため、防犯意識の向上について啓発を行う必要があります。

(防犯カメラの設置)

- ・犯罪等の未然防止を図るため、防犯カメラ等を設置する必要があります。

(信号機の停電対策)

- ・停電による信号機の機能停止を要因とする交通事故を防止するため、停電時においても信号機の機能復旧を可能とする可搬型発電機の整備を促進する必要があります。
- ・大規模停電時には、警察と連携して信号機滅灯に対する注意喚起を行っていく必要があります。

(交通対策)

- ・道路の被災状況等により、警察と連携して通行禁止又は制限等の措置をとるため、連絡体制を整備する必要があります。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(行政機能の強化)

- 本庁舎においては、停電時でも災害対策機能を発揮する必要があります。なお、本庁舎が被災した際に代替機能を果たす施設を確保する必要があります。
- 救助・救急活動の拠点である消防本部庁舎の被災による機能不全を防止する必要があります。

(公共施設の適切な維持管理)

- 旭市公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性確保のため、耐震化を含む適正な維持保全を実施していく必要があります。

(基幹業務システム等の耐災害性の強化)

- ・行政機能を維持するために、最低限必要な基幹業務システム・情報システム等の耐災害性を強化する必要があります。

(職員への情報伝達)

- ・地域防災計画及び業務継続計画(BCP)の見直し等を適宜行うことにより、災害対策体制を確実に機能させる必要があります。
- ・迅速に配備体制を構築するため、職員への情報伝達を円滑化する必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等に伴い企業の生産力・経営執行力低下による地域間競争力の低下

(食料供給の確保)

- 本市は、農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の生産地であるほか、地方卸売市場を持つ飯岡漁港を有することから、災害時においても首都圏の食料供給基地として、生産体制だけでなく食料供給体制の強靱化に努める必要があります。

(民間企業における事業継続計画の策定促進)

- ・災害発生時に中小企業の活動が停止した場合、事業の中断等による経済的損失が生じることから、相談、専門家派遣等の支援により民間企業のBCP策定を促進する必要があります。

(家庭や民間施設における非常時の電力確保)

- 太陽光発電、風力発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及推進や、既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段を確保する必要があります。

(資金調達の支援)

- 国県や金融機関と連携し、被災した施設・設備(機械)の復旧を支援し、早期に事業を再開するための体制の整備が必要です。

(広域的な道路ネットワークの強化)

●大規模自然災害後であっても必要最低限の生活・経済活動を維持するためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要があります。

(漁港整備の促進)

・首都圏に通じる陸上輸送路に重大な被害が生じた場合は、海上ルートからの救援物資や救援救急要員の輸送を可能とする耐震強化岸壁の整備を進める必要があります。

4-2 有害物質等の大規模拡散・流出による甚大な影響

(有害物質等への対応)

●河川や海岸等へ油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施する必要があります。

●放射能漏れに対応するため、放射線測定器を整備する必要があります。

(風評被害対策)

●事故や災害等に起因する農水産物及び観光への風評被害対策として、関係機関等と連携する体制を整え、正確な情報収集と迅速かつ的確な情報提供を行うことで、過剰反応による風評被害を防ぎ、消費者・観光客等の安全・安心を確保する必要があります。また、事故等の発生を想定した連携体制のシミュレーションを実施しておく必要があります。

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

(食料供給の確保)

●本市は、農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の生産地であるほか、地方卸売市場を持つ飯岡漁港を有することから、災害時においても首都圏の食料供給基地として、生産体制だけでなく食料供給体制の強靱化に努める必要があります。

(広域的な道路ネットワークの強化)

●大規模自然災害後であっても必要最低限の生活・経済活動を維持するためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要があります。

(資金調達の支援)

●国県や金融機関と連携し、被災した施設・設備(機械)の復旧を支援し、早期に事業を再開するための体制の整備が必要です。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

●物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。

●想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

4-4 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

(農業生産基盤の整備)

・農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の生産地である本市は、大規模自然災害による食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として生産性の高い強靱な農業生産基盤の整備を促進する必要があります。

(農業水利施設の維持管理)

●農業水利施設(ため池及び農業用排水施設等)は、その機能に障害が生じると農業に深刻な影響を与えるだけでなく、周辺地域の生活環境にも悪影響を与えるため、施設の計画的な整備・補強及び長寿命化対策を推進していく必要があります。

(農地の多面的機能の維持)

・雨水貯留や土壌流出防止など、農地の有する多面的機能を維持するため、農地の荒廃を防ぐ必要があります。

(農業の担い手確保)

・農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでいるため、次世代の担い手を確保する必要があります。

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(避難情報の確実な伝達)

●市独自の伝達手段である防災行政無線(同報系)の活用は必須であるため、平時からの運用と適切な維持管理が必要です。また、避難情報を迅速に伝達するためには、予め広報文例などを決めておく必要があります。

(現場の情報収集)

・避難所や災害現場からの情報収集の際、通信集中による渋滞現象(輻輳)が想定され、通常の電話回線による情報伝達は困難な場合があることから、市独自の伝達手段である防災行政無線(移動系)等の活用が必須であるため、平時からの運用と適切な維持管理が必要です。

(情報伝達手段の多様化)

●避難情報を発令する際は、迅速かつ確実性が求められるため様々な情報伝達手段を活用していますが、適宜、各情報伝達体制を検証し、着実な運用をしていく必要があります。

(通信施設が使用不能となった場合の措置)

・通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった時は、関東地方非常通信協議会の構成機関(国、県、市町村、警察、消防、鉄道事業者等)やアマチュア無線局クラブ局等の通信施設の使用を検討する必要があります。

5-2 電力供給ネットワークの長期間・大規模にわたる機能の停止

(公共施設における非常時の電源確保)

●行政機能の維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において非常用電力を確保する必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

●物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。

●想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

(ライフラインの供給体制)

●大規模災害発生後のライフラインの早期供給体制を構築する必要があります。

(家庭や民間施設における非常時の電力確保)

- 太陽光発電、風力発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及推進や、既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段を確保する必要があります。

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

(ライフラインの供給体制)

- 大規模災害発生後のライフラインの早期供給体制を構築する必要があります。

(公共施設における非常時の電源確保)

- 行政機能の維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において非常用電力を確保する必要があります。

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(上水道施設の耐震化)

- ・旭市水道事業ビジョン及び水道施設耐震化計画に基づき、基幹管路及び急所施設の耐震化を進めるとともに、関連する用水供給事業者と連携を図りながら適切な維持管理体制を確立する必要があります。また、緊急時における業務が継続できるように、業務継続計画(BCP)の着実な運用と必要に応じて見直しを行っていく必要があります。

(ライフラインの供給体制)

- 大規模災害発生後のライフラインの早期供給体制を構築する必要があります。

(上水道等の代替性の確保)

- 飲料水の備蓄、防災井戸・耐震性貯水槽の設置、雨水の利用など災害時の代替性・多重性の確保について推進する必要があります。

(公共施設における非常時の電源確保)

- 行政機能の維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において非常用電力を確保する必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。
- 想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

(下水道施設の耐震化)

- ・下水道施設の耐震対策指針に対応するため、総合地震対策計画を策定し、急所施設・管路の耐震化を進めるとともに、ストックマネジメント計画等に基づき施設・管路の計画的・効率的な更新を進めていく必要があります。

(農業集落排水施設の機能維持)

- ・旭市農業集落排水施設最適整備構想による機能診断調査結果に基づき、施設・設備の計画的・効率的な更新を進めていくとともに、施設・管路の耐震化を進める必要があります。

(汚水処理施設等の機能維持)

・汚水処理施設の耐震化と併せ、代替性の確保、管理体制の強化、停電など緊急時の運転体制の強化等を行う必要があります。

(合併処理浄化槽への転換の推進)

・老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を推進する必要があります。

5-5 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

(広域的な道路ネットワークの強化)

●大規模自然災害後であっても必要最低限の生活・経済活動を維持するためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要があります。

(公共交通における情報提供の円滑化)

・災害時における鉄道や路線バス等の分断についても、鉄道事業者やバス事業者などの関係機関との連携強化を図る必要があります。

(緊急輸送ネットワークの整備)

・災害時における旭中央病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保について、予想される渋滞等を考慮して警察など関係機関と連携を密にしておくとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める必要があります。

(道路等のインフラ長寿命化計画の策定)

・橋梁については、旭市橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行っていく必要があります。
・道路ストックについては、旭市道路附属物修繕計画及び旭市舗装修繕計画等に基づき適切に管理を実施する必要があります。

(建設業協会等との連携)

●災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、災害時応援協定を締結している旭市建設業災害対策協力会等と共に災害対応訓練(道路啓開訓練等含む)を実施し、連携強化を図る必要があります。

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興計画の策定)

●大規模な被害に遭った場合は、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進するため、市民や関係団体等と協力して、復興のための合意形成等に配慮する必要があります。

(地域コミュニティの強化)

●大規模災害時に被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、市民と行政がコミュニケーションを通じて地域一丸となった災害対応体制を構築する必要があります。

●地域コミュニティでの孤立を防ぐため、地域単位で子どもから高齢者までが参加できる取組を実施する必要があります。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

(復興計画の策定)

●大規模な被害に遭った場合は、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進するため、市民や関係団体等と協力して、復興のための合意形成等に配慮する必要があります。

(専門的人材の受け入れ)

・国土交通省の TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)やリエゾン(災害対策現地情報連絡員)のほか、他自治体からの応援職員など、復旧復興を迅速に行える専門的人材を確保するとともに、受援体制を充実させる必要があります。

(建設業協会等との連携)

●災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、災害時応援協定を締結している旭市建設業災害対策協力会等と共に災害対応訓練(道路啓開訓練等含む)を実施し、連携強化を図る必要があります。

(建設業界の担い手確保)

・減少する建設業界の担い手確保対策や技能労働者の確保対策に早急に取り組む必要があります。

(ボランティアの受け入れ)

●災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるように、日本赤十字社や社会福祉協議会、日本防災士会などの官民の連携を深化させる必要があります。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物のストックヤードの確保)

・災害廃棄物を一時的に保管する仮置場については、公共施設や市有地などを中心に平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保しておく必要があります。

(災害廃棄物処理体制の構築)

・災害時の廃棄物処理を円滑に行えるよう、旭市災害廃棄物処理計画に基づき処理実行計画を策定し、処理体制の確立を図る必要があります。

・廃棄物輸送についての検討、実効性の向上に向けた教育訓練による人材の育成など、予め幅の広い対応を検討する必要があります。

(自治体間や民間事業者との連携強化)

●物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結するなど、平時からの連携を強化する必要があります。

●想定を超える事態に対処するためには、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築する必要があります。

(ボランティアの受け入れ)

●災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるように、日本赤十字社や社会福祉協議会、日本防災士会などの官民の連携を深化させる必要があります。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(賃貸型応急住宅の確保)

・災害時に賃貸型応急住宅を提供するため、公営住宅の空室や民間賃貸住宅の空き戸数を把握し、借り上げて応急仮設住宅として提供する必要があります。

(応急仮設住宅用地の確保)

・賃貸型応急住宅が確保できない場合は、迅速に応急仮設住宅の建設に着手するため、あらかじめ候補となる用地から利便性を考慮して建設用地を確保し、千葉県応急仮設住宅供給マニュアルに基づき応急仮設住宅を建設する必要があります。

(住宅の被害調査)

●被災者への支援は住宅の被害状況等によることが殆どであるため、全住家を対象に、早急に被災調査を行う必要があります。

(資金調達の支援)

●国県や金融機関と連携し、被災した施設・設備(機械)の復旧を支援し、早期に事業を再開するための体制の整備が必要です。

6-5 液状化に伴う住宅被害やライフラインの崩壊により復興が大幅に遅れる事態

(住宅の液状化対策)

・東日本大震災では、広い範囲で液状化が発生したことから、住宅の液状化対策についての情報を周知する必要があります。
・千葉県が作成した液状化しやすいマップ等を活用した情報提供等を行う必要があります。

(住宅の被害調査)

●被災者への支援は住宅の被害状況等によることが殆どであるため、全住家を対象に、早急に被災調査を行う必要があります。

(ライフラインの供給体制)

●大規模災害発生後のライフラインの早期供給体制を構築する必要があります。

6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の防災対策)

・建造物・史跡・天然記念物等の文化財は屋外に所在しているものが多く、文化財そのものが被災する危険性が常にあるため、対策を検討する必要があります。
・文化財における定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実など、災害が起きたときの対応力向上のために必要な地域防災力を強化する必要があります。

(文化財等の継承)

・文化財だけでなく環境的または文化的資産には、郷土への愛着や誇りを育みコミュニティの核となる力があります。地域コミュニティの崩壊を防ぐためには、教育委員会等と連携を図り、郷土教育を充実させて、地域の文化財を保存伝承していくことが必要です。

(地域コミュニティの強化)

●大規模災害時に被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、市民と行政がコミュニケーションを通じて地域一丸となった災害対応体制を構築する必要があります。
●地域コミュニティでの孤立を防ぐため、地域単位で子どもから高齢者までが参加できる取組を実施する必要があります。

6-7 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

(風評被害対策)

- 事故や災害等に起因する農水産物及び観光への風評被害対策として、関係機関等と連携する体制を整え、正確な情報収集と迅速かつ的確な情報提供を行うことで、過剰反応による風評被害を防ぎ、消費者・観光客等の安全・安心を確保する必要があります。また、事故等の発生を想定した連携体制のシミュレーションを実施しておく必要があります。

(有害物質等への対応)

- 河川や海岸等へ油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施する必要があります。
- 放射能漏れに対応するため、放射線測定器を整備する必要があります。

(農水産物の産地イメージ向上)

- ・平時の取組として、食の安全や食料自給率の問題など、消費者への情報提供や積極的な対話(リスクコミュニケーション)を行うことで、食に関する消費者と生産者の信頼関係を構築する必要があります。
- ・食の安全安心を迫及した農水産物生産体制の充実を図ることにより、産地ブランド力の向上を図る必要があります。

(観光地イメージの向上)

- ・被災時においても観光需要を早期に回復させる取組が必要です。

第5 各プログラムの推進と重点化

1 各プログラムの推進と PDCA サイクル

プログラムは毎年展開される様々な施策を「起きてはならない最悪の事態」ごとに各課横断的に整理するものです。「起きてはならない最悪の事態」は、大規模自然災害により生じかねない具体の事象であり、各プログラムについて脆弱性評価を踏まえて推進方針を立て、速やかに各課が連携して施策を実行していくことは極めて重要です。

その際、施策の進捗等に応じてプログラムを不断に見直し、必要に応じ新しい施策等を追加しながら常にプログラムを最適化した上で、プログラムの推進方針を軌道修正するなど、計画・実施・評価・改善といった PDCA サイクルにより推進していくものとします。

2 プログラムの重点化

限られた資源の中で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。本計画ではプログラム単位で施策の重点化を図ることとし、市の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、次表に掲げる10の重点プログラムを選定しました。

この重点プログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係課等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取り組みの一層の推進に努めるものとします。

表 重点プログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	
I 人命の保護が最大限図られること II 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV 迅速な復旧復興を	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生
			1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
			1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-2 旭中央病院の医療機能の麻痺
			2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
	3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
			5-5 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第6 各プログラムの推進計画

各施策の実施や毎年度の進捗状況を把握するための各プログラムの推進計画は次表に示すとおりとします。ここで、プログラムの進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、プログラムごとに重要業績指標(KPI)を設定するとともに、プログラムの進捗状況等を踏まえ、必要に応じて継続的に見直すこととします。

これらの推進に当たっては、プログラムが各分野横断的な施策群であり、いずれも複数の主体が連携して行う取り組みにより一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関するデータを共有するなど、推進計画に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分留意することとします。

なお、重点化した10のプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係課における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、目標の更なる早期達成、目標の高度化を含め、特に取り組みの推進に努めるものとします。

また、プログラムの推進にあたり、国庫補助事業等を活用して実施する予定の具体的な事業については、別に定めます。

※白抜きは、重点プログラム

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

表中の【 】は事業・取組主体を、箇条書きの●は他の取組にも再掲することを表します。

1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生

(民間施設の耐震化・危険ブロック塀対策)

- ・住宅の耐震改修や危険ブロック塀の撤去の必要性及び補助金制度について、継続的に周知、啓発を行い、耐震化等を推進し住宅の耐震化率の向上に取り組みます。【市】

(住宅用火災警報器の普及)

- ・住宅用火災警報器設置率の向上に取り組みます。【市民】【消防】【市】
- ・火災予防及び火災時の被害軽減のため、消防法令違反対象物の是正の推進を図っていきます。【市民】【消防】【市】

(学校施設の適切な維持管理)

- ・学校施設については、非構造部材を含め耐震化は完了していますが、災害時の避難場所としての役割を担うため、地域防災計画との整合を図りながら、計画的に大規模改造・長寿命化対策及び改築工事を推進します。【市】

(公共施設の適切な維持管理)

- 旭市公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理し、老朽化した公共施設の安全性確保のため、耐震化を含む適正な維持保全を実施していきます。【市】

(公営住宅の適切な維持管理)

- ・旭市公営住宅等長寿命化計画に基づき定期的な点検を行うとともに、老朽化が著しい公営住宅については、長期的な視点に立った適正な管理や更新を実施していきます。【市】

(消防機能の充実)

- 消防車両・資機材(災害用ドローン等)・消防防災施設(耐震性貯水槽等)について、デジタル技術等を活用しながら更新や充実を進めるとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取組を推進し、広域的な連携体制(緊急消防援助隊、千葉県広域消防相互応援、千葉県消防広域応援)を維持していきます。【千葉県】【消防】【市】

(地域防災力の向上)

- 自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育を更に充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、自助・共助の意識を高め、地域全体の防災力向上を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

(避難場所の確保)

- 災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者(高齢者、障がい者、外国人等)や避難行動要支援者へ配慮した福祉避難所等の指定を推進します。【民間事業者】【地域】【市民】【市】

(大規模盛土造成地への対策)

- ・大規模盛土造成地を把握するため開発動向の注視確認をしていきます。【市】

【重要業績指標(KPI)】		
指標名	基準値※	目標値(2029)
・住宅の耐震化率	79.2%	95%
・住宅用火災警報器の設置率(条例適合率)	50.9%	70%
・小中学校校舎及び体育館の耐震化率	100%	100%
・市有建築物の耐震化率	93.0%	100%
●公共施設等総合管理計画(個別施設計画含む)の推進	実施	推進
●災害用ドローンの運用	操縦資格取得 2 人	操縦者の充実
・耐震性貯水槽の設置率	25.4%	26%
●消防団員の訓練参加率	74.3%	90%
●自主的に防災について学ぶ者の人数	4,380 人	5,050 人
●自主防災組織の補助金交付団体数	5 件	8 件
●自主防災組織の活動カバー率	61.8%	69%
●指定一般避難所の数	28 か所	適宜見直し
●指定緊急避難場所の数	69 か所	適宜見直し

※KPIの基準値は、第3期旭市総合戦略、旭市地域防災計画(令和6年度修正版)、または令和6年12月末現在で把握できる数値としています。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波に関する知識の啓発)

・津波ハザードマップ(デジタル防災マップ含む)及び旭市津波避難計画について定期的な見直しを行い、これらを活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図ります。【市民】【民間事業者】【市】

(地域防災力の向上)

●自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育を更に充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、自助・共助の意識を高め、地域全体の防災力向上を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

(津波避難道路の整備)

・安全な高台や避難施設への避難を円滑に行うため、引き続き避難道路の整備を実施します。【千葉県】【市】
・市道横根三川線の整備【市】

(避難場所の確保)

●災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者(高齢者、障がい者、外国人等)や避難行動要支援者へ配慮した福祉避難所等の指定を推進します。【民間事業者】【地域】【市民】【市】

(海岸減災林の整備)

・海岸減災林の整備については、環境や景観への配慮を行うとともに、専門家や地域住民の意見を取り入れながら、地域の実情に応じた整備、維持管理を行います。【地域】【市民】【千葉県】【市】

(河川開口部対策)

・津波遡上対策として整備した河川開口部のフラップゲートについて、各施設管理者と連携しながら適切な維持管理を行います。【千葉県】【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
●デジタル防災マップ登録者数	250 人	450 人
●ハザードマップの対象世帯への配布率	100%	100%
●旭市津波避難計画の検証	R4.3 月修正	随時検証と見直し
●自主的に防災について学ぶ者の人数	4,380 人	5,050 人
●自主防災組織の補助金交付団体数	5 件	8 件
●自主防災組織の活動カバー率	61.8%	69%
・市道横根三川線の供用開始延長	0.3km	1.3km
・津波指定緊急避難場所の数	25 か所	適宜見直し
・海岸減災林の整備延長	100m	850m
・河川河口部水門(11 箇所)	整備済	適切な管理

1-3 異常気象等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生**(風水害に関する知識の啓発)**

・洪水ハザードマップ(デジタル防災マップ含む)の適切な更新を図るとともに、住民への周知徹底を図ります。【市民】【市】

(地域防災力の向上)

●自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育を更に充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、自助・共助の意識を高め、地域全体の防災力向上を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

(道路冠水対策)

・排水施設整備については、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等を図りながら、投資効果の高い地域から重点的・集中的に整備していきます。また、排水系統を調査し都市計画等との整合性を図りながら、市全域を対象とした総合的な広域排水計画を策定します。【千葉県】【市】

(農業水利施設の維持管理)

●農業水利施設(農業用排水施設等)の整備・補強及び長寿命化対策を推進します。【農業者】【市】

(河川管理施設の維持管理)

・河川管理施設については、長寿命化計画等に基づき老朽化対策や適正な維持管理を行います。【千葉県】【市】

(高潮対策)

・高潮等の異常水位への安全対策を講じます。【千葉県】【市】

(避難場所の確保)

- 災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者(高齢者、障がい者、外国人等)や避難行動要支援者へ配慮した福祉避難所等の指定を推進します。【民間事業者】【地域】【市民】【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
●デジタル防災マップ登録者数	250 人	450 人
●ハザードマップの対象世帯への配布率	100%	100%
●自主的に防災について学ぶ者の人数	4,380 人	5,050 人
●自主防災組織の補助金交付団体数	5 件	8 件
●自主防災組織の活動カバー率	61.8%	69%
・広域排水計画の推進	ハ・後草地区実施	ハ・後草地区推進
●指定一般避難所の数	28 か所	適宜見直し
●指定緊急避難場所の数	69 か所	適宜見直し

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害警戒区域等の指定)

- ・土砂災害警戒区域等が未指定の区域については、千葉県を行う調査とともに区域指定を推進します。【千葉県】【市】

(土砂災害に関する知識の啓発)

- ・土砂災害ハザードマップ(デジタル防災マップ含む)の適切な更新を図るとともに、住民への周知徹底を図ります。【市民】【市】

(地域防災力の向上)

- 自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育を更に充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、自助・共助の意識を高め、地域全体の防災力向上を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

(急傾斜地崩壊防止施設等の整備)

- ・危険箇所の日常点検を実施するとともに、国県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進します。また、危険区域にある公共施設については、施設を利用する市民や児童生徒の生命の保護のため、防止施設等の整備のほか施設の移転などを検討します。【千葉県】【消防】【市】

(避難道路の整備)

- ・安全な避難施設への避難を円滑に行うため、引き続き避難道路の整備を実施します。【千葉県】【市】
- ・市道飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備【市】

(避難場所の確保)

- 災害時における避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、要配慮者(高齢者、障がい者、外国人等)や避難行動要支援者へ配慮した福祉避難所等の指定を推進します。【民間事業者】【地域】【市民】【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
・土砂災害警戒区域の指定	155 か所	適宜見直し
●デジタル防災マップ登録者数	250 人	450 人
●ハザードマップの対象世帯への配布率	100%	100%
●自主的に防災について学ぶ者の人数	4,380 人	5,050 人
●自主防災組織の補助金交付団体数	5 件	8 件
●自主防災組織の活動カバー率	61.8%	69%
・土砂災害危険箇所の点検	合同点検実施	点検確認継続
・市道飯岡海上連絡道三川蛇園線の供用開始延長	1.6km	2.3km
●指定一般避難所の数	28 か所	適宜見直し
●指定緊急避難場所の数	69 か所	適宜見直し

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(情報伝達手段の多様化)

●適宜、各情報伝達体制(防災行政無線・防災メール・LINE・X(旧 Twitter)・校内放送・市HP・フェイスブック・車両広報巡回)を検証し、着実な運用に取り組みます。【消防】【市】

(避難情報の確実な伝達)

●市独自の伝達手段である防災行政無線(同報系)の活用は必須であるため、平時からの運用と適切な維持管理に取り組みます。また、避難情報を迅速に伝達するため、予め広報文例を明記している避難計画を適宜見直します。【消防】【市】

(迅速な避難行動)

・迅速な避難行動に繋げていくため、自主的かつ迅速に避難できるような環境を構築していきます。

【地域】【市民】【消防】【市】

・避難行動要支援者への情報伝達・避難誘導等を迅速に行うには地域の声掛け等が重要であり、市民と行政がコミュニケーションを通じて構築していきます。【地域】【市民】【消防】【市】

(地域防災力の向上)

●自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育を更に充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、自助・共助の意識を高め、地域全体の防災力向上を図ります。【地域】

【市民】【民間事業者】【消防】【市】

(ユニバーサルデザインの活用)

・外国人へ避難場所等を周知するため、看板表記等の多言語化やピクトグラム(案内記号・絵文字)の採用拡大に取り組みます。【市】

・本市に住む多数の外国人や観光客の安全・安心を確保するため、「やさしい日本語」を取り入れた表現や災害情報の伝達体制を、関係機関と連携して整備・強化していきます。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

【重要業績指標(KPI)】		
指標名	基準値	目標値(2029)
●防災情報の伝達手段の数	8 種類	随時検証と見直し
●伝達手段のうち同時配信可能ツール	6 種類	随時検証と見直し
●防災行政無線戸別受信機	R6 整備	全世帯無償配布
●旭市津波避難計画の検証	R4.3 月修正	随時検証と見直し
・災害時要援護者台帳登録率	34.7%	45%
●自主的に防災について学ぶ者の人数	4,380 人	5,050 人
●自主防災組織の補助金交付団体数	5 件	8 件
●自主防災組織の活動カバー率	61.8%	69%
・外国人向けの情報伝達手段の数	4 種類	随時検証と見直し

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(行政機能の強化)

- 本庁舎は停電時でも災害対策機能を発揮する必要があるため、非常用電源が確実に作動するよう適切な維持管理に努めます。なお、本庁舎が被災した際は旧海上庁舎を代替施設とします。【市】
- 救助・救急活動の拠点である消防本部庁舎が被災した際は東部分署を代替施設とします。【消防】【市】

(消防機能の充実)

- 消防車両・資機材(災害用ドローン等)・消防防災施設(耐震性貯水槽等)について、デジタル技術等を活用しながら更新や充実を進めるとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取組を推進し、広域的な連携体制(緊急消防援助隊、千葉県広域消防相互応援、千葉県消防広域応援)を維持していきます。【千葉県】【消防】【市】

(応急手当・救急救命等の普及啓発)

- ・救助・救急隊員等が到着するまでの間に、市民等が自ら適切な応急手当・救命措置等を実施できるよう、普及啓発を推進します。【地域】【市民】【消防】

(地域防災力の向上)

- 自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育を更に充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、自助・共助の意識を高め、地域全体の防災力向上を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
●旭市業務継続計画(BCP)の検証	R5.3 月修正	随時検証と見直し
●災害用ドローンの運用	操縦資格取得 2 人	操縦者の充実
●消防団員の訓練参加率	74.3%	90%
・救急講習年間参加者数	1,258 人	1,930 人
●自主的に防災について学ぶ者の人数	4,380 人	5,050 人
●自主防災組織の補助金交付団体数	5 件	8 件
●自主防災組織の活動カバー率	61.8%	69%
●災害協定のうち他自治体との相互応援協定	2	締結の推進
●災害時受援計画の策定	未策定	策定

2-2 旭中央病院の医療機能の麻痺

(千葉県基幹災害拠点病院の役割)

・診療圏人口 90 万人を擁する旭中央病院は、災害時における旭市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県基幹災害拠点病院として千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し高度医療を提供していきます。【病院】

(地域医療機関との連携)

・広域的かつ大規模な災害時において、災害医療の3T(トリアージ:選別、トランスファー:搬送、トリートメント:治療)の体制づくりのため、関係機関との連絡体制の整備や災害対応訓練を実施していきます。【病院】【消防】【周辺医療機関】

(近隣自治体との連携)

・事業継続計画(BCP)を確実に機能させるための業務継続マネジメント(BCM)体制を構築し、関係機関間の情報共有化を図るとともに、災害対応訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施していきます。【病院】【消防】

(消防との連携)

・大規模自然災害発生時において、被災地の現況把握やニーズを即時に集約し、適切な医療支援活動に結びつけるため、消防と病院との調整機能を確立します。【病院】【消防】【周辺医療機関】【市】

(医療チームとの連携)

・災害急性期に活動できる機動性を持った医療支援を行うため、教育・訓練の充実や DMAT 研修に参加することで、災害時における医療活動能力の充実・強化を図ります。【病院】【消防】【市】

(病院関係者等のための備蓄促進)

・大規模自然災害に備え、旭中央病院来院者や入院患者だけでなく、医療提供を継続するための職員に対する緊急時の食料、飲料水、非常電源用の燃料等の確保及び調達手段を確立するため、適切な備蓄や関係機関との協定等を進めます。【病院】【市】

(情報システム機能の充実)

・情報システム機能維持及び医療情報データの消失を防ぐため、ネットワーク基幹幹線の二重化及びデータセンターへのバックアップ機能等の充実を図ります。【病院】

【重要業績指標(KPI)】		
指標名	基準値	目標値(2029)
・旭中央病院の災害対応訓練の実施	1 回	1 回以上(内容の充実)
・旭中央病院の業務継続計画(BCP)の検証	策定済	随時検証と見直し
・旭中央病院の紹介率	68.2%	地域医療支援病院の基準 (50%以上)を維持
・旭中央病院の逆紹介率	98.2%	地域医療支援病院の基準 (70%以上)を維持
・かかりつけ医の普及・啓発	推進	推進

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(避難所の環境整備)

- ・指定避難所となる施設について、災害時に活用できるよう適切に維持管理を行います。【市】
- ・防災井戸、給水タンク、マンホールトイレ、空調、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めます。【市】
- ・指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努めます。【市】

(感染症予防体制の整備)

- 避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、県と連携し、施設の消毒、避難者の健康状態のチェック、手洗い、うがい、マスク着用の推奨などの実施体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等を備蓄します。【千葉県】【市】

(二次健康被害の予防)

- ・避難所において、県と連携し、早期に健康相談が実施できる体制を確立します。また、避難所の環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う体制を確立します。【千葉県】【市】

(福祉避難所の確保)

- ・福祉避難所について、社会福祉事業者と連携し避難生活に必要な資機材等の避難施設等への配備、要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努めます。【民間事業者】【市】

(指定避難所以外での避難)

- ・車中泊による避難は推奨はできないものの、様々な事情で車中泊避難を選択せざるを得ない市民に対しては、健康被害のリスク等を回避・低減できるよう広報のあり方を検討します。【千葉県】【市】

(関係機関との連携)

- ・避難者のストレスなどによる災害関連死を防止するために、保健・医療・福祉支援チーム等との連携と受援体制を確立します。【千葉県】【市】

(食料及び飲料水の備蓄)

- 最大避難想定人数(5,000 人)を目標に 3 日間の食料及び飲料水を備蓄し、また、市民に対してはローリングストック法を活用した備蓄を推奨するなど、備蓄管理体制を維持していきます。【市民】【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

(地域防災力の向上)

- 自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育を更に充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、自助・共助の意識を高め、地域全体の防災力向上を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
●可搬型発電機の所有台数	33 台	維持または充実
●電力供給可能車両台数	5 台	維持または充実
●防災井戸の設置数	13 か所	維持または充実
・エアコン等を常備している避難所数	8 か所	維持または充実
●衛生用品備蓄充足率	100%	計画的整備を継続
・指定福祉避難所の数	5 か所	指定を推進
●食料及び飲料水の備蓄充足率	100%	計画的整備を継続
●災害協定のうち飲食料、生活物資の供給協力に関する協定	10	締結の推進
●災害協定のうち燃料供給等に関する協定	3	締結の推進
●自主的に防災について学ぶ者の人数	4,380 人	5,050 人
●自主防災組織の補助金交付団体数	5 件	8 件
●自主防災組織の活動カバー率	61.8%	69%

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(食料及び飲料水の備蓄)

- 最大避難想定人数(5,000 人)を目標に 3 日間の食料及び飲料水を備蓄し、また、市民に対してはローリングストック法を活用した備蓄を推奨するなど、備蓄管理体制を維持していきます。【市民】【市】

(公共施設における非常時の電源確保)

- 行政機能の維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において最低限の非常用電力を確保します。【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

(物資集積拠点の機能強化)

・大規模自然災害時における救援物資の集積拠点(候補施設:旭スポーツの森公園総合体育館、旭文化の杜公園、道の駅「季楽里あさひ」)の機能整備を推進します。【市】

(上水道等の代替性の確保)

●飲料水の備蓄、防災井戸・耐震性貯水槽の設置、雨水の利用など災害時の代替性・多重性の確保について推進します。また、各家庭や民間事業者等による飲料水の備蓄を推進します。【市民】【民間事業者】【市】

(帰宅困難者対策)

・大規模集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合は、適切な避難誘導が出来るように、一時滞在施設(候補施設:道の駅「季楽里あさひ」、指定避難所等)を確保します。【民間事業者】【市】
・大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、商工会等と連携して、帰宅困難者等対策協議会等を結成し、関係機関との情報連絡体制の整備を図るとともに、一時滞在施設の確保についての協定を推進します。【民間事業者】【商工会】【市】

(事業所における備蓄の促進)

・企業、大規模商業施設、学校等に対し、来場者、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄を推奨するとともに、家族を含めた安否確認等の体制整備を要請します。【民間事業者】【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
●食料及び飲料水の備蓄充足率	100%	計画的整備を継続
●可搬型発電機の所有台数	33 台	維持または充実
●電力供給可能車両台数	5 台	維持または充実
●災害協定のうち飲食料、生活物資の供給協力に関する協定	10	締結の推進
●災害協定のうち他自治体との相互応援協定	2	締結の推進
●災害時受援計画の策定	未策定	策定
●防災井戸の設置数	13 か所	維持または充実
・帰宅困難者用一時滞在候補施設数	1 か所	維持または充実

2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅

(平時からの健康管理の促進)

・感染症の発生・まん延を防ぐため、市民に対し予防接種を推奨するなど平時から健康管理を促進します。【市民】【市】

(感染症予防体制の整備)

●避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、県と連携し、施設の消毒、避難者の健康状態のチェック、手洗い、うがい、マスク着用の推奨などの実施体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等を備蓄します。【千葉県】【市】

(被災者の健康管理)

・避難所や被災地域において、県と連携し被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握するとともに、保健医療活動チームや介護・福祉の関係機関と連携して要配慮者に対する支援及び調整を行います。【民間事業者】【周辺医療機関】【千葉県】【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

●物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】

●想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

(防疫措置の実施)

・消毒や害虫駆除などの被災者の生活空間の衛生管理について、平時から感染防止処理体制の構築を図ります。【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
・旭市インフルエンザ予防接種率	60.5%	66%
●衛生用品備蓄充足率	100%	計画的整備を継続
・災害協定のうち医療・防疫の協力に関する協定	3	締結の推進
●災害協定のうち他自治体との相互応援協定	2	締結の推進
●災害時受援計画の策定	未策定	策定

3. 必要不可欠な行政機能を確保する**3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通事故の多発****(防犯意識の向上)**

・災害時には空き巣等の犯罪が発生するおそれが高くなるため、防犯意識の向上について啓発を行います。また、防犯指導員や防犯組合連合会等と連携して、地区の防犯活動を行います。【千葉県警】【市】

(防犯カメラの設置)

・犯罪等の未然防止を図るため、防犯カメラ等を設置します。【千葉県警】【市】

(信号機の停電対策)

・停電による信号機の機能停止を要因とする交通事故を防止するため、停電時においても信号機の機能復旧を可能とする可搬型発電機の整備を促進します。【千葉県警】【市】

・大規模停電時には、警察と連携して信号機滅灯に対する注意喚起を行っていきます。【千葉県警】【市】

(交通対策)

・道路の被災状況等により、警察と連携して通行禁止又は制限等の措置をとるため、連絡体制を整備します。【千葉県警】【市】

【重要業績指標(KPI)】		
指標名	基準値	目標値(2029)
・旭市防犯指導員の委嘱人数	146 名	協力体制の整備
・防犯カメラ設置数	258 台	維持または充実

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(行政機能の強化)

- 本庁舎は停電時でも災害対策機能を発揮する必要があるため、非常用電源が確実に作動するよう適切な維持管理に努めます。なお、本庁舎が被災した際は旧海上庁舎を代替施設とします。【市】
- 救助・救急活動の拠点である消防本部庁舎が被災した際は東部分署を代替施設とします。【消防】【市】

(公共施設の適切な維持管理)

- 旭市公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理し、老朽化した公共施設の安全性確保のため、耐震化を含む適正な維持保全を実施していきます。【市】

(基幹業務システム等の耐災害性の強化)

- ・行政機能を維持するために、最低限必要な基幹業務システム・情報システム等の耐災害性を強化します。【市】

(職員への情報伝達)

- ・地域防災計画及び業務継続計画(BCP)の見直し等を適宜行うことにより、災害対策体制の充実を図ります。【市】
- ・迅速に配備体制を構築するため、職員への情報伝達を円滑化していきます。【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

【重要業績指標(KPI)】		
指標名	基準値	目標値(2029)
・本庁舎自家発電設備稼働可能時間	72 時間	維持または充実
●公共施設等総合管理計画(個別施設計画含む)の推進	実施	推進
・LGWAN 回線の帯域	30Mbps	100Mbps
●旭市業務継続計画(BCP)の検証	R5.3 月修正	随時検証と見直し
・職員との情報伝達手段の多様化	個人通信活用	個人通信と公共通信の併用
●災害協定のうち他自治体との相互応援協定	2	締結の推進
●災害時受援計画の策定	未策定	策定

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等に伴い企業の生産力・経営執行力低下による地域間競争力の低下

(食料供給の確保)

●本市は、農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の生産地であるほか、地方卸売市場を持つ飯岡漁港を有することから、災害時においても首都圏の食料供給基地として、生産体制だけでなく食料供給体制の強靱化に努めます。【生産者】【千葉県】【市】

(民間企業における事業継続計画の策定促進)

・災害発生時に民間企業の活動が停止した場合、事業の中断等による経済的損失が生じることから、相談、専門家派遣等の支援により民間企業のBCP策定・活用を推進します。【民間事業者】【市】

(家庭や民間施設における非常時の電力確保)

●太陽光発電、風力発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及推進や、既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段の確保を推進します。【市民】【民間事業者】【市】

(資金調達の支援)

●国県や金融機関と連携し、被災した施設・設備(機械)の復旧を支援し、早期に事業を再開するための体制を整備します。【国】【千葉県】【金融機関】【市】

(広域的な道路ネットワークの強化)

●大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないため、計画路線の早期整備、緊急輸送道路に指定されている路線の計画的な整備・維持管理を進めるとともに、東総広域農道及び銚子連絡道路の整備を促進します。【千葉県】【市】

●南堀之内バイパスの整備【市】

(漁港整備の促進)

・首都圏に通じる陸上輸送路に重大な被害が生じた場合は、海上ルートからの救援物資や救援救急要員の輸送を可能とする耐震強化岸壁の整備を推進します。【千葉県】【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
●農業産出額	501 億円	530 億円
●認定農業者数	773 経営体	800 経営体
●海匠漁業協同組合所属船漁獲量	14,072t	15,000t
・デジタル化伴走支援活用事業者	R7 開始	5 者
●住宅用省エネ補助金交付件数	98 件	100 件
●銚子連絡道路等の整備促進	要望を実施	順調な進捗
●緊急輸送道路の指定	11 路線	必要に応じて追加
●南堀之内バイパスの供用開始延長	0.5 km	1.1 km
●国県への要望(国県所管施設の整備促進)	要望を実施	要望への対応

4-2 有害物質等の大規模拡散・流出による甚大な影響

(有害物質等への対応)

- 河川や海岸等へ油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な連携を図ります。【国】【千葉県】【消防】【市】
- 放射能漏れに対応するため、放射線測定器を確保します。【消防】【市】

(風評被害対策)

- 事故や災害等に起因する農水産物及び観光への風評被害を防止するため、関係機関等と連携する体制を整え、正確な情報収集と迅速かつ的確な情報提供を行うことで、過剰反応による風評被害を防ぎ、消費者・観光客等の安全・安心を確保します。また、事故等の発生を想定した連携体制のシミュレーションを実施します。【国】【千葉県】【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
●油防除資機材の整備	オイルマット 115m	維持または充実
●放射線測定器等の整備	8 基	維持または充実
●消費拡大の推進と災害時の積極的な情報開示体制の整備	推進	推進

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

(食料供給の確保)

- 本市は、農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の生産地であるほか、地方卸売市場を持つ飯岡漁港を有することから、災害時においても首都圏の食料供給基地として、生産体制だけでなく食料供給体制の強靱化に努めます。【生産者】【千葉県】【市】

(広域的な道路ネットワークの強化)

- 大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないため、計画路線の早期整備、緊急輸送道路に指定されている路線の計画的な整備・維持管理を進めるとともに、東総広域農道及び銚子連絡道路の整備を促進します。【千葉県】【市】
- 南堀之内バイパスの整備【市】

(資金調達の支援)

- 国県や金融機関と連携し、被災した施設・設備(機械)の復旧を支援し、早期に事業を再開するための体制を整備します。【国】【千葉県】【金融機関】【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

【重要業績指標(KPI)】		
指標名	基準値	目標値(2029)
●農業産出額	501 億円	530 億円
●認定農業者数	773 経営体	800 経営体
●海匠漁業協同組合所属船漁獲量	14,072t	15,000t
●銚子連絡道路等の整備促進	要望を実施	順調な進捗
●国県への要望(国県所管施設の整備促進)	要望を実施	要望対応
●緊急輸送道路の指定	11 路線	必要に応じて追加
●南堀之内バイパスの供用開始延長	0.5 km	1.1 km
・災害協定のうち物資輸送の協力に関する協定	1	締結の推進

4-4 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

(農業生産基盤の整備)

・農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の生産地である本市は、大規模自然災害による食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として生産性の高い強靱な農業生産基盤の整備を促進します。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

(農業水利施設の維持管理)

●農業水利施設(農業用排水施設等)の整備・補強及び長寿命化対策を推進します。【農業者】【市】

(農地の多面的機能の維持)

・雨水貯留や土壌流出防止など、農地の有する多面的機能を維持するため、農地の荒廃を防ぎます。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

(農業の担い手確保)

・農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでいるため、次世代の担い手を確保する取組を推進します。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

【重要業績指標(KPI)】		
指標名	基準値	目標値(2029)
・地域計画の推進	R7.3 月策定	推進
●農業産出額	501 億円	530 億円
・多面的機能支払交付金事業取組面積	2,214ha	2,500ha
●認定農業者数	773 経営体	800 経営体

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(避難情報の確実な伝達)

●市独自の伝達手段である防災行政無線(同報系)の活用は必須であるため、平時からの運用と適切な維持管理に取り組みます。また、避難情報を迅速に伝達するため、予め広報文例を明記している避難計画を適宜見直します。【消防】【市】

(現場の情報収集)

・避難所や災害現場からの情報収集の際、通常の電話回線による情報伝達は困難な場合があることから、市独自の伝達手段である防災行政無線(移動系)等の活用が必須であるため、適切な維持管理と平時からの運用に努めます。【消防】【市】

(情報伝達手段の多様化)

●適宜、各情報伝達体制(防災行政無線・防災メール・LINE・X(旧 Twitter)・校内放送・市HP・フェイスブック・車両広報巡回)を検証し、着実な運用に取り組みます。【消防】【市】

(通信施設が使用不能となった場合の措置)

・通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、関東地方非常通信協議会の構成機関(国、県、市町村、警察、消防、鉄道事業者等)やアマチュア無線局クラブ局等の通信施設を使用する体制を整備します。【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
●防災行政無線戸別受信機	R6 整備	全世帯無償配布
●旭市津波避難計画の検証	R4.3 月修正	随時検証と見直し
・移動系防災行政無線整備数	111 基	維持または充実
●防災情報の伝達手段の数	8 種類	随時検証と見直し
●伝達手段のうち同時配信可能ツール	6 種類	随時検証と見直し

5-2 電力供給ネットワークの長期間・大規模にわたる機能の停止

(公共施設における非常時の電源確保)

●行政機能の維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において最低限の非常用電力を確保します。【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

●物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】

●想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

(ライフラインの供給体制)

- 大規模災害発生後に、道路の損壊や上下水道管の破損による漏水等の被害が発生した際に迅速な応急復旧を行うための体制整備に努めるとともに、ライフラインの早期供給体制構築に努めます。
【民間事業者】【千葉県】【市】

(家庭や民間施設における非常時の電力確保)

- 太陽光発電、風力発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及推進や、既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段の確保を推進します。【市民】【民間事業者】【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
・太陽光発電を設置している公共施設	5 か所	導入の推進
●可搬型発電機の所有台数	33 台	維持または充実
●電力供給可能車両台数	5 台	導入の推進
・災害協定のうち電力の供給協力に関する協定	2	締結の推進
・東京電力との停電復旧の連携	基本協定締結	協定内容の充実
●住宅用省エネ補助金交付件数	98 件	100 件

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

(ライフラインの供給体制)

- 大規模災害発生後に、道路の損壊や上下水道管の破損による漏水等の被害が発生した際に迅速な応急復旧を行うための体制整備に努めるとともに、ライフラインの早期供給体制構築に努めます。
【民間事業者】【千葉県】【市】

(公共施設における非常時の電源確保)

- 行政機能の維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において最低限の非常用電力を確保します。【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
●災害協定のうち燃料供給等に関する協定	3	締結の推進
・自家発電設備を設置している公共施設	3 か所	維持または充実

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(上水道施設の耐震化)

・旭市水道事業ビジョン及び水道施設耐震化計画に基づき、基幹管路及び急所施設の耐震化を進めるとともに、関連する用水供給事業者と連携を図りながら適切な維持管理体制を確立します。【一部事務組合】【近隣自治体】【市】

(ライフラインの供給体制)

●大規模災害発生後に、道路の損壊や上下水道管の破損による漏水等の被害が発生した際に迅速な応急復旧を行うための体制整備に努めるとともに、ライフラインの早期供給体制構築に努めます。【民間事業者】【千葉県】【市】

(上水道等の代替性の確保)

●飲料水の備蓄、防災井戸・耐震性貯水槽の設置、雨水の利用など災害時の代替性・多重性の確保について推進します。また、各家庭や民間事業者等による飲料水の備蓄を推進します。【市民】【民間事業者】【市】

(公共施設における非常時の電源確保)

●行政機能の維持にあたって電力の確保が必須であるため、各施設において最低限の非常用電力を確保します。【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

●物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】

●想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受入れを図るための受援体制を構築します。【市】

(下水道施設の耐震化)

・下水道施設の耐震対策指針に対応するため、総合地震対策計画を策定し、急所施設・管路の耐震化を進めるとともに、ストックマネジメント計画等に基づき施設・管路の計画的・効率的な更新を進めていきます。【市】

(農業集落排水施設の機能維持)

・旭市農業集落排水施設最適整備構想による機能診断調査結果に基づき、施設・設備の計画的・効率的な更新と、施設・管路の耐震化を進めていきます。【市】

(汚水処理施設等の機能維持)

・汚水処理施設の耐震化と併せ、代替性の確保、管理体制の強化、停電など緊急時の運転体制の強化を図ります。【市】

(合併処理浄化槽への転換の推進)

・合併浄化槽への転換を推進するため、合併浄化槽設置推進事業等の助成制度などのPR 活動を実施します。【市民】【民間事業者】【市】

【重要業績指標(KPI)】		
指標名	基準値	目標値(2029)
・上水道基幹管路の耐震化率	8.0%	50%
●水道事業危機管理対策マニュアル	R6.12月更新	随時検証と見直し
●防災井戸の設置数	13か所	維持または充実
・自家発電設備を設置している上下水道施設	6か所	維持または充実
・災害協定のうち飲料水の供給協力に関する協定	2	締結の推進
・総合地震対策計画(下水道施設)の策定	未策定	策定
・合併浄化槽への転換件数	4,206	4,406

5-5 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

(広域的な道路ネットワークの強化)

- 大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないため、計画路線の早期整備、緊急輸送道路に指定されている路線の計画的な整備・維持管理を進めるとともに、東総広域農道及び銚子連絡道路の整備を促進します。【千葉県】【市】
- 南堀之内バイパスの整備【市】

(公共交通における情報提供の円滑化)

- ・災害時における鉄道や路線バス等の分断についても、鉄道事業者やバス事業者などの関係機関との連携強化を図ります。【民間事業者】【市】

(緊急輸送ネットワークの整備)

- ・基幹災害拠点病院である旭中央病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、予想される渋滞等を考慮して警察など関係機関と連携を密にしておくとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備を推進します。【千葉県】【病院】【市】

(道路等のインフラ長寿命化計画の推進)

- ・橋梁については、橋梁の重要性を考慮した旭市橋梁長寿命化修繕計画に基づいた計画的な修繕を推進します。【市】
- ・道路ストックについては、旭市道路附属物修繕計画及び旭市舗装修繕計画に基づき適切な管理等を実施します。また、各計画の前提条件等に変更が生じた際は、必要に応じて計画の見直しを実施します。【市】

(建設業協会等との連携)

- 災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、災害時応援協定を締結している旭市建設業災害対策協力会等と共に災害対応訓練(道路啓開訓練等含む)を実施し、連携強化を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】

【重要業績指標(KPI)】		
指標名	基準値	目標値(2029)
●銚子連絡道路等の整備促進	要望を実施	順調な進捗
●国県への要望(国県所管施設の整備促進)	要望を実施	要望対応
●緊急輸送道路の指定	11路線	必要に応じて追加
●南堀之内バイパスの供用開始延長	0.5 km	1.1 km
・道路舗装率(市道)	71.2%	76%

・道路改良率(市道) ●総合防災訓練の実施	68.8% 0回(中止)	74% 1回(内容の充実)
--------------------------	-----------------	------------------

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態		
(復興計画の策定) ●大規模な被害に遭った場合は、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進するため、市民や関係団体等と協力して、復興のための合意形成等に配慮し、復興計画を策定します。【市民】【民間事業者】【市】		
(地域コミュニティの強化) ●大規模災害時に被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、市民と行政がコミュニケーションを通じて地域一丸となった災害対応体制を構築します。【地域】【市民】【市】 ●地域コミュニティでの孤立を防ぐため、地域単位で子どもから高齢者までが参加できる取り組みを推進します。【地域】【市民】【市】		
【重要業績指標(KPI)】		
指標名	基準値	目標値(2029)
●復興計画策定方針	策定済	内容の充実
●住民の区への加入率	56.5%	62%
●地域学校協働活動への住民参加者数	465人	2,000人

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態		
(復興計画の策定) ●大規模な被害に遭った場合は、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進するため、市民や関係団体等と協力して、復興のための合意形成等に配慮し、復興計画を策定します。【市民】【民間事業者】【市】		
(専門的人材の受け入れ) ・復旧復興を迅速に行うため、国土交通省の TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)やリエゾン(災害対策現地情報連絡員)のほか被災市区町村応援職員確保システム等を活用できるよう受援体制の確立・強化を図ります。【国】【千葉県】【市】		
(建設業協会等との連携) ●災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、災害時応援協定を締結している旭市建設業災害対策協力会等と共に災害対応訓練(道路啓開訓練等含む)を実施し、連携強化を図ります。【地域】【市民】【民間事業者】【消防】【市】		
(建設業界の担い手確保) ・減少する建設業界の担い手確保対策や技能労働者の確保対策に早急に取り組めます。【市民】【民間事業者】【市】		

(ボランティアの受け入れ)

- 災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるように、日本赤十字社や社会福祉協議会、日本防災士会などと連携を強化するとともに、県と連携し災害コーディネーターの養成を推進します。【関係団体等】【千葉県】【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
●復興計画策定方針	策定済	内容の充実
●災害協定のうち他自治体との相互応援協定	2	締結の推進
●災害時受援計画の策定	未策定	策定
●災害協定のうち応急工事等の協力に関する業務協定	旭市建設業災害対策協力会	締結の推進
●総合防災訓練の実施	0回(中止)	1回(内容の充実)
・雇用対策協議会による合同企業説明会等の開催	2回	2回(内容の充実)

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事**(災害廃棄物のストックヤードの確保)**

- ・災害廃棄物を一時的に保管する仮置場については、公共施設や市有地などを中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保を進めていきます。【市】

(災害廃棄物処理体制の構築)

- ・災害時の廃棄物処理を円滑に行えるよう、旭市災害廃棄物処理計画に基づく処理実行計画を策定し、処理体制の確立を図ります。【市】
- ・廃棄物輸送についての検討、実効性の向上に向けた教育訓練による人材の育成など、予め幅の広い対応を検討します。【市】

(自治体間や民間事業者との連携強化)

- 物資(燃料等含む)供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、他自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進します。【民間事業者】【近隣自治体】【市】
- 想定を超える事態に対処するため、応援職員や支援物資の早期受け入れを図るための受援体制を構築します。【市】

(ボランティアの受け入れ)

- 災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるように、日本赤十字社や社会福祉協議会、日本防災士会などと連携を強化するとともに、県と連携し災害コーディネーターの養成を推進します。【関係団体等】【千葉県】【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
・災害廃棄物ストックヤード候補地	2か所	維持または充実
・災害廃棄物処理実行計画の策定	未策定	策定
・災害協定のうち災害廃棄物等の処理に関する協定	2	締結の推進

●災害協定のうち他自治体との相互応援協定 ●災害時受援計画の策定	2 未策定	締結の推進 策定
---	----------	-------------

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(賃貸型応急住宅の確保)

・災害時に賃貸型応急住宅を提供するため、公営住宅の空室や民間賃貸住宅の空き戸数を把握し、借り上げて応急仮設住宅として提供します。【民間事業者】【千葉県】【市】

(応急仮設住宅の建設)

・賃貸型応急住宅が確保できない場合は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の候補地から利便性を考慮して建設用地を確保し、千葉県応急仮設住宅供給マニュアルに基づき応急仮設住宅を建設します。【千葉県】【市】

(住宅の被害調査)

●被災者への支援は住宅の被害状況等によることが殆どであるため、全住家を対象に、早急に被災調査を行う体制を構築し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき調査します。また、各種援護措置の効率化を図るため、被害が甚大な場合は災害対策基本法による被災者台帳を作成します。【市民】【民間事業者】【市】

(資金調達の支援)

●国県や金融機関と連携し、被災した施設・設備(機械)の復旧を支援し、早期に事業を再開するための体制を整備します。【国】【千葉県】【金融機関】【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
・応急仮設住宅建設候補地 ・災害協定のうち家屋被害認定調査等に関する協定	10 か所 千葉県土地家屋調査士会	維持または充実 締結の推進

6-5 液状化に伴う住宅被害やライフラインの崩壊により復興が大幅に遅れる事態

(住宅の液状化対策)

・パンフレットの配布等により建築物の液状化対策に関する知識の普及・啓発に努めます。【市】
・千葉県が作成した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、液状化の危険性を周知します。【千葉県】【市】

(住宅の被害調査)

●被災者への支援は住宅の被害状況等によることが殆どであるため、全住家を対象に、早急に被災調査を行う体制を構築し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき調査します。また、各種援護措置の効率化を図るため、被害が甚大な場合は災害対策基本法による被災者台帳を作成します。【市民】【民間事業者】【市】

(ライフラインの供給体制)

- 大規模災害発生後に、道路の損壊や上下水道管の破損による漏水等の被害が発生した際に迅速な応急復旧を行うための体制整備に努めるとともに、ライフラインの早期供給体制構築に努めます。【民間事業者】【千葉県】【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
・液状化対策についての普及啓発	実施	実施
●災害協定のうち家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	締結の推進
●災害協定のうち応急工事等の協力に関する業務協定	旭市建設業災害対策協会	締結の推進
●水道事業危機管理対策マニュアル	R6.12月更新	随時検証と見直し

6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**(文化財の防災対策)**

- ・文化財の保護、保存と関係施設の整備を図るとともに、伝統文化保存のため伝統文化継承団体の活動を支援します。【地域】【市民】【民間団体等】【市】
- ・文化財における定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実など、災害が起きたときの対応力向上のために必要な地域防災力を強化します。【地域】【市民】【消防】【市】

(文化財等の継承)

- ・郷土への愛着や誇りを育みコミュニティの核となる民俗芸能等の伝統文化について、教育委員会等と連携を図り、後世に伝承していきます。【地域】【市民】【民間団体等】【市】

(地域コミュニティの強化)

- 大規模災害時に被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、市民と行政がコミュニケーションを通じて地域一丸となった災害対応体制を構築します。【地域】【市民】【市】
- 地域コミュニティでの孤立を防ぐため、地域単位で子どもから高齢者までが参加できる取り組みを推進します。【地域】【市民】【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
・大原幽学遺跡史跡公園の整備	消防設備完了済	排水対策 5.0ha
・文化財火災防御訓練の実施	1回	1回(内容の充実)
・無形民俗文化財の継承	19指定	19指定
●住民の区への加入率	56.5%	62%
●地域学校協働活動への住民参加者数	465人	2,000人

6-7 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

(風評被害対策)

- 事故や災害等に起因する農水産物及び観光への風評被害を防止するため、関係機関等と連携する体制を整え、正確な情報収集と迅速かつ的確な情報提供を行うことで、過剰反応による風評被害を防ぎ、消費者・観光客等の安全・安心を確保します。また、事故等の発生を想定した連携体制のシミュレーションを実施します。【国】【千葉県】【市】

(有害物質等への対応)

- 河川や海岸等へ油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な連携を図ります。【国】【千葉県】【消防】【市】
- 放射能漏れに対応するため、放射線測定器を確保します。【消防】【市】

(農水産物の産地イメージ向上)

- ・平時の取組として、食の安全や食料自給率の問題など消費者への情報提供や積極的な対話(リスクコミュニケーション)を行うことで、食に関する消費者と生産者の信頼関係の構築を図っていきます。【生産者団体】【市】

(観光地イメージの向上)

- ・被災時においても観光需要を早期に回復させるイベントなど、積極的なシティプロモーションを行います。【観光業団体】【市】

【重要業績指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値(2029)
●消費拡大の推進と災害時の積極的な情報開示体制の整備	推進	推進
●油防除資機材の整備	オイルマット 115m	維持または充実
●放射線測定器等の整備	8 基	維持または充実
・道の駅季楽里あさひ総売上額	977 百万円	1,150 百万円
・観光入込客数	210 万人	213 万人

第7 計画の進捗管理と見直し

脆弱性評価で実施した各種指標及び目標の設定について、次の手順により毎年度進捗管理を行うことで、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い新しい施策等を追加しながら常にプログラムを最適化したうえで、毎年様々な施策を展開していくこととします。

1 プログラムごとの脆弱性評価の実施

「起きてはならない最悪の事態」を回避する観点から、各プログラムの達成度や進捗状況を把握するための重要業績指標を踏まえ、取り組んでいる施策について、毎年度評価を行い適切な進捗管理を行います。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、脆弱性評価手法の見直しを含め、諸情勢の変化に応じて、精度向上や指標の変更等の内容の継続的な見直しをすることとします。

2 各プログラムの推進計画の見直し

毎年度の個別施策を立案・推進する際には、個別施策分野ごとの各課の視点に加え、「起きてはならない最悪の事態」を回避するという視点から、各課横断的に実効性・効率性のあるものとすることが重要であることから、毎年度実施する脆弱性評価の結果を踏まえたプログラムの重点化や各プログラムの推進計画を見直すものとします。

3 リスクシナリオの見直し

脆弱性評価の実施による進捗管理及び各プログラムの推進計画見直しに加え、必要に応じてリスクシナリオの変更等を行うことで、より精度の高い計画を目指します。